

# 慶弔見舞金規程

## 第1条 (目的)

この規程は社員の慶弔禍福に際し、祝福、弔慰、見舞いの意を表し金品を支給する。

## 第2条 (慶弔見舞金支給内容)

- ① 結婚祝金
- ② 出産祝金
- ③ 死亡弔慰金
- ④ 災害見舞金
- ⑤ その他必要と認められたとき

## 第3条 (適用範囲)

この規程の適用は、ヶ月以上在籍する正社員に適用する。

## 第4条 (結婚祝金)

社員が結婚したときは以下の各号により、結婚祝金を支給する。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 勤続1年未満の者      | 円 |
| ② 勤続1年以上3年未満の者  | 円 |
| ③ 勤続3年以上5年未満の者  | 円 |
| ④ 勤続5年以上10年未満の者 | 円 |
| ⑤ 勤続10年以上の者     | 円 |

## 第5条 (出産祝金)

本人又はその配偶者が出産したときは、祝金として円を支給する。

## 第6条 (死亡弔慰金)

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 社員の業務上による死亡   | 円 |
| ② 社員の業務外による死亡   | 円 |
| ③ 配偶者の死亡        | 円 |
| ④ 子、父母の死亡       | 円 |
| ⑤ 義父母(同居の場合)の死亡 | 円 |
| ⑥ 祖父母(同居の場合)の死亡 | 円 |

第7条 (災害見舞金)

社員の住居が被災した場合、次の見舞金を支給する。

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ① 扶養家族のある世帯主 (全焼、全壊)       | 円 |
| (半焼、半壊)                    | 円 |
| ② 扶養家族のない世帯主及び非世帯主 (全焼、全壊) | 円 |
| (半焼、半壊)                    | 円 |

第8条 (その他)

前各条に定めのないものでも、状況により支給の必要のあるときは、その都度決定する。

付 則

この規程は 平成 年 月 日から施行する。